

(土地の所有者の意見書)

第二十五条 石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉍等地表に近い部分に存する鉍物について採掘権の設定の出願があり、その鉍物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、採掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「採掘出願地」という。)に係る土地(国の所有するものを除く。)の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を附して採掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができる。

(設備設計書)

第二十六条 通商産業局長は、鉍害を防止する方法を調査するため必要があるときは、鉍業出願人に対し、相当の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

(優先権)

第二十七条 鉍業権の設定の出願をした土地の区域(以下「鉍業出願地」という。)が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉍業権の設定について優先権を有する。

2 試掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「試掘出願地」という。)と採掘出願地とが重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、その重複する部分については、採掘権の設

定の出願をした者(以下「採掘出願人」という。)が優先権を有する。

3 試掘出願地が重複し、又は採掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、通商産業局長は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

(採掘出願の日時)

第二十八条 試掘権の設定の出願をした者(以下「試掘出願人」という。)がその試掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉍物と同種の鉍床中に存する鉍物を目的として採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、試掘権の設定の出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の願書の発送の日時に採掘権の設定の出願をしたものとみなす。但し、前條第二項の場合において、この限りでない。

2 前項本文の規定は、採掘出願人がその採掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉍物と同種の鉍床中に存する鉍物を目的として試掘権の設定の出願をした場合に準用する。但し、試掘権者がその鉍区と重複して採掘権の設定の出願をし、その試掘権の消滅後更に試掘権の設定の出願をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。
(不許可)

第二十九条 通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉍物と同種の鉍

床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十條 通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條 通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條 通商産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内）に、その試掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條 通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條 通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物と他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條 通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

（鉱業出願地の増減）

第三十六條 鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができる。

2 第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。
（採掘出願地の増減命令）

第三十七條 通商産業局長は、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、採掘出願地の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、採掘出願地の増減の出願を命ずることができる。

2 前項の規定による命令に基いてその命令書の到達の日から三十日以内にした採掘出願地の増減の出願は、採掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつてい

る部分又は他人の鉱業権の設定の出願が許可されている部分については、この限りでない。

3 通商産業局長は、採掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願地の増減の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

(転願命令)

第三十八條 通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2 通商産業局長は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘権の設定の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條 通商産業局長は、採掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができる。

2 通商産業局長は、採掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

(命令の手續)

第四十條 通商産業局長は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(鉱業出願人の名義の変更)

第四十一條 鉱業出願人の名義は、変更することができる。

第四十二條 鉱業出願人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合を除き、省令で定める手續に従い、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

2 相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の名義の変更があつたときは、省令で定める手續に従い、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第四十三條 鉱業出願人が鉱業権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手續に従い、登録税を納付しないときは、許可は、その効力を失う。

(共同鉱業権者)

第四十四條 鉱業権を共有する者(以下「共同鉱業権者」という。)は、省令で定める手續に従い、そ

のうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならぬ。

- 2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。
- 3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。
- 4 代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。
- 5 共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

(鉱区の増減)

第四十五條 鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

- 2 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承認を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。
- 3 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願に準用する。

(掘進増区)

第四十六條 採掘鉱区がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾を得て、鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、鉱業権者及び抵当権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

- 2 前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第三十五條までの規定は、準用しない。

第四十七條 採掘権者は、前條第一項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

- 2 通商産業局長は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
- 3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。
- 4 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べ、る機会を与えなければならない。
- 5 通商産業局長は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。
- 6 前項の決定があつたときは、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾があつたものとみなす。

(鉱区の増減命令)

第四十八條 通商産業局長は、採掘鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、その鉱区の位置形状が鉱床の

位置形状に合致するように、鉱区の増減の出願を命ずることができる。

2 第三十七條第二項及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

(採掘出願命令)

第四十九條 通商産業局長は、試掘鉱区における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱区の分割及び合併)

第五十條 採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

2 採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割しこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3 第二十一條及び第四十三條の規定は、前二項の出願に準用する。

第五十一條 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前條第一項又は第二項の出願をすることができない。
(取消等の処分)

第五十二條 通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條 通商産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱区の一部について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條 通商産業局長は、鉱物の掘採が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区の一部について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條 通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わないとき。

- 五 第二百十條の規定による命令に従わないとき。
 - 六 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。
- 第五十六條** 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(採掘権の取消と抵当権)

第五十七條 通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

- 2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができ。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権の取消の場合は、この限りでない。
- 3 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。
- 4 競売を許す決定が確定したときは、採掘権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。
- 5 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)

第五十八條 前條の規定は、通商産業局長が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(登録)

第五十九條 左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

- 一 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限
- 二 共同鉱業権者の脱退
- 三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。
- 3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第六十條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(表示の変更)

第六十一條 通商産業局長は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見したときは、その鉱区図を更正し、当該鉱業権につき変更の登録をした後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

(事業着手の義務)

第六十二條 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手し

なければならぬ。

2 鉦業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 鉦業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

4 鉦業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(施業案)

第六十三條 試掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 採掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、通商産業局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 通商産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ鉦山保安監督部長に協議しなければならない。

4 鉦業権者は、第一項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければ、鉦業を行つてはならない。

(掘採の制限)

第六十四條

鉦業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建築物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉦物を掘採するには、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

(重複鉦区における鉦業)

第六十五條 第四十六條第一項の規定により隣接鉦区に重複して鉦区の増加の出願をし、その登録を得た採掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定めた鉦床以外の鉦床に掘進することができない。但し、隣接鉦区の鉦業権が消滅した後は、この限りでない。

第六十六條 異種の鉦床中に存する鉦物の鉦区が重複するときは、その重複する部分について鉦業権の設定又は鉦区の増加による変更の登録を得た日が後である者は、その先である者の承諾を得なければ、その部分において鉦物を掘採してはならない。但し、鉦業権の設定又は鉦区の増加による変更の登録を得た日が先である者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 異種の鉦床中に存する鉦物の鉦区が重複する場合において、その重複する部分について鉦業権の設定又は鉦区の増加による変更の登録を得た日が同日であるときは、鉦業権者は、他の鉦業権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければ、その部分において鉦物を掘採してはならない。

3 試掘権者が試掘権の存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して採掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は採掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4 第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのわないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(鉱種名の変更)

第六十七條 鉱業権者は、その鉱区において、登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採しようとするときは、説明書を添えて通商産業局長に届け出て、その鉱物の存在の確認を受けなければならない。

(鉱業事務所)

第六十八條 鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地又はその附近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

(試掘工程表)

第六十九條 試掘権者は、省令で定める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

(坑内実測図及び鉱業簿)

第七十條 採掘権者は、省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

第三章 租鉱権

(性質)

第七十一條 租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第七十二條 租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

(租鉱区)

第七十三條 租鉱権の区域(以下「租鉱区」という。)の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

(設定)

第七十四條 租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條 同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前條の場合は、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第七十六條 租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

- 2 前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。
- 4 租鉱権者及び採掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

(設定の申請)

第七十七條 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者となろうとする者及び採掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

- 一 申請の区域の所在地
- 二 申請の区域の面積
- 三 目的とする鉱物の名称
- 四 採掘権の登録番号
- 五 鉱床を特定したときは、その鉱床
- 六 存続期間
- 七 租鉱料を支払うべきときは、租鉱料並びにその支払の時期及び方法
- 八 氏名又は名称及び住所

2 特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。

3 通商産業局長は、残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

4 租鉱権者となろうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

(租鉱区の増減)

第七十八條 租鉱権者及び採掘権者は、租鉱区を増減することができる。

2 前條の規定は、租鉱区を増減に準用する。

(行為の効力の承継)

第七十九條 租鉱権の設定又は租鉱区が増加があつたときは、この法律の規定により採掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

2 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定により租鉱権者がした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

(採掘権の変更と租鉱権)

第八十條 採掘権者は、租鉱区について鉱区の減少又は分割の出願をしようとするときは、あらかじめ

め租鉱権者の承諾を得なければならぬ。採掘権の上に租鉱権が存する場合において、採掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

(消滅の請求)

第八十一条 採掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支払うべき場合において、その支払を遅滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができる。

(放棄)

第八十二条 租鉱権者は、租鉱料を支払うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支払わなければ、租鉱権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

(取消)

第八十三条 通商産業局長は、租鉱権者が左の各号の一に該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。

- 一 第八十六条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六箇月以上休業したとき。
- 二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。
- 三 鉱山保安法第二十三条第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採し

たとき。

四 第二百十條の規定による命令に従わないとき。

五 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

2 第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租鉱権の取消に準用する。

(登録)

第八十四条 租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第八十五条 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、採掘鉱区の減少による租鉱権の変更又は採掘権の消滅、採掘鉱区の減少、存続期間の満了若しくは混同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(事業着手の義務)

第八十六条 租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2 租鉱権者は、引き続き六箇月以上その事業を休止してはならない。

(準用)

第八十七條 第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條から第五十四條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條、第六十八條及び第七十條の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

第四章 勧告及び協議

(鉱業権の交換又は売渡)

第八十八條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯そうする地域において、鉱業権の交換又は売渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができることを認めるときは、鉱業権の交換又は売渡について、当該鉱業権者に勧告することができる。

(鉱区を増減)

第八十九條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、当該採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間に鉱区を増減の出願をすることについて協議することができる。

2 同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、採掘権者は、他の採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間に鉱区を増減の出願をすることについて協議することができる。

3 前二項の規定による協議に基づく出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定による協議に基づく出願は、当事者が連名でしなければならない。

(決定の申請)

第九十條 前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がとれないときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(聴聞)

第九十一條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該採掘権者並びに当該採掘権の抵当権者及び租鉱権者に交付するとともに、当事者の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(処分の禁止)

第九十二條 第九十條の規定による決定の申請があつたときは、採掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基き採掘権の変更の登録があるまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第九十三條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならぬ。

- 一 当該鉱区の所在地
- 二 当該採掘権の登録番号
- 三 採掘権の変更の内容
- 四 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方式)

第九十四條 前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第九十五條 第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、鉱区相互の間の鉱区の増減についての協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項の規定にかかわらず、単独で鉱区の増減の出願をすることができる。

(鉱区の増減と租鉱権)

第九十六條 採掘鉱区のうち租鉱権が設定されている部分について、第九十三條の決定に基き鉱区の減少の登録があつたときは、租鉱権は、鉱区の減少により租鉱区が減少した限度においては、鉱区の増加があつた採掘権の上にも存続するものとする。

2 通商産業局長は、鉱区相互の間の鉱区の増減について、第九十三條の決定をする場合において、租鉱権が二以上の採掘権の上に存続することとなるときは、決定において租鉱権者が各採掘権者に対して支払うべき租鉱料の割合を定めなければならない。

(対価の不服の訴)

第九十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。

(対価の供託)

第九十八條 左に掲げる場合においては、対価を支払うべき者は、その対価を供託しなければならない。

- 一 対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。
- 二 決定のうち対価について不服の訴があつたとき。
- 三 当該採掘権について抵当権が存するとき。但し、抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。
(決定の失効)

第九十九條 対価を支払うべき者が第九十三條の決定において定めた対価の支払の時期までに、その対価の全部の支払又は供託をしないときは、決定は、その効力を失う。

(施業案の変更)

第一百條 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者の施業案を変更しなければその鉱区又は租鉱区の鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることができる。

3 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4 通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入)

第一百一條 鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となろうとする者、鉱業出願人、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。

2 通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第一百二條 前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一百三條 第一百一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(使用の目的)

第一百四條 鉱業権者又は租鉱権者は、鉱区若しくは租鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難

なときは、これを使用することができる。

- 一 坑口又は坑井の開設
- 二 露天掘による鉱物の掘採
- 三 探鉱又は鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置
- 四 坑木、火薬類、燃料、カーバイドその他の重要資材、鉱物、土石、鉱さい又は灰じんの置場又は捨場の設置
- 五 選鉱又は製錬用の施設の設置
- 六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路、池井又は電気工作物の開設
- 七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設
- 八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舍若しくは保健衛生施設の設置

(収用の目的)

第二百五條 採掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。

- 一 坑口又は坑井の開設

二 土石又は鉱さいの捨場の設置

三 選鉱又は製錬用の施設の設置

四 鉄道、軌道、索道、道路、運河、港湾、用排水路又は池井の開設

(許可及び公告)

第百六條 鉱業権者又は租鉱権者は、前二條の規定により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者又は租鉱権者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 二 使用又は収用の目的

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域

(土地収用法の適用)

第七七條 第四四條又は第四五條の規定による土地の使用又は収用に関しては、この法律に別段の規定がある場合を除く外、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

2 第四四條又は第四五條の規定による土地の使用又は収用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

(水の使用)

第八八條 土地の使用及び収用に関する規定は、水の使用に関する権利に準用する。

第六章 損害の賠償

第一節 賠償義務

(賠償義務)

第九九條 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廢水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の發生の時に於ける当該鉱区の鉱業権者(当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者)が、損害の發生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時に於ける当該鉱区の鉱業権者(鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租

権者)が、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、損害が三以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帶して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいずれによつて生じたかを知ることができないときも、同様とする。

3 前二項の場合において、損害の發生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の發生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の發生の後に租鉱権の設定があつたときは、損害の發生の時の鉱業権者及び損害の發生の後に租鉱権者となつた者が、連帶して損害を賠償する義務を負う。

4 第一項又は第二項の規定により租鉱権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の發生の時当該租鉱権が設定されている鉱区の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の發生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時に於ける鉱業権者が、租鉱権者と連帶して損害を賠償する義務を負う。

5 前四項の規定による賠償については、共同鉱業権者又は共同租鉱権者(租鉱権を共有する者をいう。)の義務は、連帶とする。
(負担部分と償還請求)

第十條 前條第二項に規定する連帶債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2 前條第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者又は損害の発生後に租鉱権者となつた者が賠償の義務を履行したときは、同條第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。同條第四項の場合において、鉱業権者が賠償の義務を履行したときも、同様とする。

(賠償)

第百十一條 損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。

2 損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。

(賠償についての基準)

第百十二條 通商産業局長は、損害の賠償に関する爭議の予防又は解決に資するため、地方鉱害賠償基準協議会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般的基準を作成し、これを公表することができる。

2 何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

(賠償についてのしんしやく)

第百十三條 損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の

責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしやくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

(損害賠償の予定)

第百十四條 損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。

2 土地又は建物に関する損害について予定された賠償額の支払は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地又は建物について権利を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(消滅時効)

第百十五條 損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生時から二十年を経過したときも、同様とする。

2 前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。

(適用除外)

第百十六條 この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しなす。

第二節 担保の供託

(供託)

第一百七七條 石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、その前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に応じて、毎年一定額の金銭を供託しなければならない。

2 前項の規定により供託すべき金銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3 通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。

4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつてこれに代えることができる。

第一百八八條 被害者は、損害賠償請求権に関し、前條の規定により当該鉱区又は租鉱区に関する賠償を担保するため供託された金銭につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関する手続は、政令で定める。

(取組み)

第一百九九條 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、左に掲げる場合においては、省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受けて、供託した金銭を取りもどす

ことができる。

一 当該鉱区又は租鉱区に関する損害を賠償したとき。

二 鉱業権の消滅又は租鉱権の消滅若しくは租鉱区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過しても、損害が生じないとき。

(事業の停止)

第二百一〇條 通商産業局長は、供託をしなければならない者が供託をしないときは、その事業の停止を命ずることができる。

(権利の移転)

第二百一一條 鉱業権者が鉱業権を譲渡したときは、供託した金銭に対する権利は、それによつて譲受人に移転する。

2 租鉱権が消滅したときは、鉱業権の消滅又は租鉱区の減少による場合を除き、供託した金銭に対する権利は、鉱業権者に移転する。

第三節 和解の仲介及び調停

(和解の仲介の申立)

第二百一十二條 鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をすることができる。

(仲介員名簿の作成)

第二百一十三條 通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成して置かな

なければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに鉱業、農業、林業又はその他の産業に関し知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第二百二十四條 通商産業局長は、第二百二十二條の規定による申立があつたときは、前條第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に関するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に関し知識経験を有するものの中から、指定されなければならない。

(仲介員の任務)

第二百二十五條 仲介員は、争議の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(調停の申立)

第二百二十六條 鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所に調停の申立をすることができる。

第二百二十七條 調停の申立は、争議の実情を明らかにしてしなければならない。
(却下)

第二百二十八條 裁判所は、当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。

(移送)

第二百二十九條 調停の申立を受けた裁判所が調停をするについて適當であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができる。管轄権のない裁判所が調停の申立を受けたときも、同様とする。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(職権調停)

第二百三十條 鉱害の賠償に関する争議について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、職権をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができる。

(訴訟手続の中止)

第二百三十一條 調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するとき、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(和解の仲介の申立の勧告)

第二百三十二條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第二百三十條の規定により事件が調停に付

されたときは、調停の前に、当事者に対し、第二百二十二條の規定により通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することができる。

(調停委員会)

第三百三十三條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第三百十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を開かなければならない。但し、争議の実情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を開かないで調停をすることができる。

2 当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を開かなければならない。

(総代の選任)

第三百三十四條 当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に関する一切の行為を行わせるため、総代を選任することができる。

2 裁判所は、前項の総代がない場合において、必要があると認めるときは、総代の選任を命ずることが出来る。

3 総代は、当事者のうちから選任しなければならない。

(選任の証明及び解任の届出)

第三百三十五條 総代の選任は、書面で証明しなければならない。

2 総代の解任は、裁判所に届け出なければ、その効力を生じない。

(呼出)

第三百三十六條 裁判所は、期日を定めて、当事者又は総代を呼び出さなければならない。

2 前項の規定による呼出を受けた者は、正当な事由がなければ、出頭を拒むことができない。

(調停参加)

第三百三十七條 調停の結果について利害関係がある者(以下この節において「利害関係人」という。)は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができる。

2 裁判所は、利害関係人の参加を求めることができる。

(出頭)

第三百三十八條 当事者、総代及び利害関係人は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 弁護士でない者が前項の代理人となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(意見の聴取)

第三百三十九條 裁判所は、関係行政機関その他適當と認める者に対して、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

2 関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べることができる。
(手続の非公開)

第四百十條 裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適当と認める者の傍聴を許すことができる。

(費用の予納)

第四百十一條 裁判所は、費用を要する行為について、当事者の一方又は双方に、その費用を予納させることができる。

(申立の方式)

第四百十二條 申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができる。

2 口頭で申述をするときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調書)

第四百十三條 裁判所の調停については、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調停前の措置)

第四百十四條 裁判所は、調停の前に、調停のため必要と認める措置をすることができる。

(費用の負担)

第四百十五條 裁判所の調停條項中に費用の負担に関する定をしなかつたときは、各当事者は、その支出した費用を自ら負担する。

(調停の効力)

第四百十六條 調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停委員会の構成)

第四百十七條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。

(調停主任)

第四百十八條 調停主任は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。

(調停委員)

第四百十九條 調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適当な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は当事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件について調停主任が指定する。

(調停委員会の開催場所)

第四百二十條 調停主任は、争議の実情にかんがみ適當であると認める場所で、調停委員会を開かなければならない。

(調停主任の指揮権)

第四百二十一條 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(決議)

第四百二十二條 調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決するところによる。

(評議の秘密)

第二百五十三條 調停委員会の評議は、秘密とする。

(準用)

第二百五十四條 第三百三十四條から第四百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。

(証拠調)

第二百五十五條 調停委員会は、当事者、総代又は利害関係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証拠調をすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に証拠調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを囑託することができる。

3 証拠調については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)を準用する。

4 証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)を準用する。

(調停をしない場合)

第二百五十六條 調停委員会は、第二百二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。

(調停の認否)

第二百五十七條 調停が成立したときは、裁判所は、調停主任の報告を聞き、調停の認否について決定

をしなければならない。

2 調停認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 調停不認可の決定に対しては、当事者又は総代は、民事訴訟法の規定に従い、即時抗告をすることができる。

第二百五十八條 裁判所は、調停が著しく公正でないと認めるときでなければ、調停不認可の決定をすることができない。

(調停委員会の調停の効力)

第二百五十九條 調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(手数料)

第六十條 調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求める事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内において政令で定める額とする。

(記録の閲覧等)

第六十一條 当事者又は利害関係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の付与を裁判所書記官に求めることができる。但し、当事者が事件の係属中に記録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要

しない。

(旅費、日当及び宿泊料)

第百六十二條 調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。

(仲裁判断)

第百六十三條 調停委員会は、当事者の合意があるときは、鉱害の賠償に関する争議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができる。

2 前項の場合には、当事者の指定した調停委員会の属する裁判所は、申立により調停委員会を開かなければならない。

(準用)

第百六十四條 第百六十條から第百六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

第四節 地方鉱害賠償基準協議会

(設置)

第百六十五條 通商産業局に、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

(所掌事務)

第百六十六條 地方鉱害賠償基準協議会は、通商産業局長の諮問に依りて、第百十二條第一項の基準に関し、調査審議する。

(組織)

第百六十七條 地方鉱害賠償基準協議会は、委員長及び委員十二人以内をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局長が任命する。

(勤務)

第百六十八條 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員長)

第百六十九條 委員長は、地方鉱害賠償基準協議会の会務を総理する。

(議事の手続等)

第百七十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他地方鉱害賠償基準協議会の運営に關し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章 異議の申立

(異議の申立)

第百七十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十七條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2 異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行

- わなければならない。
- 3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

(却下)

第七十二條 通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

- 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。
- 3 通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

(異議の申立と処分の執行)

第七十三條 異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

- 2 通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申立書の副本の送付等)

第七十四條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行つた通商産業局長に送付しなければならない。

- 2 通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に、弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(聴聞の開始)

第七十五條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第七十六條 通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた通商産業局長に通知しなければならない。

- 2 通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)

第七十七條 異議の申立をした者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第七十八條 聴聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(決定)

第七十九條 通商産業大臣は、聴聞の結果及び第七十四條第二項の弁明書に基き事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の手方及び第七十七條の規定により参加した者並びに処分を行つた通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

(手続)

第八十條 この章に定めるものの外、異議の申立に関する手続は、省令で定める。

第八章 補則

(手数料)

第八十一條 別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(修正又は補充)

第八十二條 通商産業局長は、鉱業に関する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相当の期限を附してその修正又は補充を命ずることができる。

(立会通知)

第八十三條 通商産業局長は、鉱業権若しくは租鉱権の設定若しくは変更に関する出願若しくは申

請又は鉱区若しくは租鉱区について実地調査の必要があると認めるときは、調査に従事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、租鉱権者とならうとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会を命ずることができる。若し調査日時を指定することができないときは、予定期日を定め、確定日時は、調査に従事する職員の指定によることを命じなければならない。

(却下)

第八十四條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に関する出願を却下しなければならない。

一 第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二 第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三 第八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四 前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

(不許可等の理由)

第八十五條 鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通

知には、その理由を附さなければならない。

(鉱区等の調査)

第八十六條

隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害関係人は、他人の鉱区又は租鉱区について、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができる。

2 前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出しなければならない。

3 第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

(裁定の申請)

第八十七條

第二十一條第一項(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可、第三十五條(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條(第八十七條において準用する場合を含む。)の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しくは租鉱権の取消、第六條第一項の許可若しくはその拒否又は第七條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用若しくは收用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の許可については、第三十五條の規定に違反することを理由とする場合に限る。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

(公示)

第八十八條

通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(揭示)

第八十九條

通商産業局長は、第二十一條第一項の許可の通知、第二十五條第一項の規定による通知又は第八十二條若しくは第八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、鉱業出願人若しくは鉱業権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地の、土地の所有者にあつては採掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの揭示場に、その通知又は命令の内容を揭示するとともに、その揭示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、揭示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(報告及び検査)

第九十條

通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務

所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 罰則

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反した者

二 詐偽その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者

2 過失により鉦区外又は租鉦区外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第四項（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第六十四條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して鉦物を採掘した者

三 第九十條第二項の規定による命令に違反した者

四 第九十條の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者

第九十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條又は第七十條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第九十二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

三 第九十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第九十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第九十五條 第三十六條（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は調停委員会の呼出を受けた者が、正当な事由がないのに出頭しないときは、調停事件の係属する裁判所は、三千元以下の過料に処することができる。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

鉦業権（明治三十八年法律第四十五号）

砂鉦法（明治四十二年法律第十三号）

別表

鉱業法

一一六

納付しなげればならない者	金額
一 第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千円
二 第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者	一件につき 三千円
試掘権の設定	一件につき 五千円
採掘権の設定	
三 第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	
試掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき 二千円
試掘出願地の減少	一件につき 五百円
採掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき 三千円
採掘出願地の減少	一件につき 七百円
四 第四十二條第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者	一件につき 千五百円
試掘権の設定	

五 第四十二條第二項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者	一件につき 二千五百円
試掘権の設定	一件につき 百五十円
採掘権の設定	一件につき 二百円
六 第四十五條第一項の規定により鉱区を増減の出願をする者	一件につき 二千八百円
試掘鉱区の増加又は増加又は増加及び減少	一件につき 七百円
試掘鉱区の減少	一件につき 四千五百円
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 千円
採掘鉱区の減少	
七 第五十條第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき 四千円
八 第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき 千円
九 第六十七條の規定による届出をする者	一件につき 六百円
十 第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千円
十一 第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	

鉱業法

一一七

十二	第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者	一件につき	三千円
	租鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	二千円
	租鉱区の減少	一件につき	四百円
十三	第九十條の規定により決定の申請をする者	一件につき	三千円
十四	第一百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者	一件につき	千円
十五	第百六條第一項の規定により土地の使用又は收用の許可の申請をする者	一件につき	三千円
十六	第百八十六條第一項の規定により実地調査を依頼する者	一件につき	千円

鉱業法施行法

(昭和二十五年十二月二十日 法律第二百九十号)

(鉱業権)

第一條 鉱業法（明治三十八年法律第四十五号。以下「旧鉱業法」という。）による試掘権は、第三項に規定するものを除き、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号。以下「新法」という。）の施行の日において新法による試掘権となつたものとみなす。

2 旧鉱業法による採掘権又は砂鉱法（明治四十二年法律第十三号。以下「旧砂鉱法」という。）による砂鉱権は、次項に規定するものを除き、新法の施行の日において新法による採掘権となつたものとみなす。

3 旧鉱業法による石油を目的とする試掘権又は採掘権は、新法の施行の日において新法による石油及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権又は採掘権となつたものとみなす。

4 旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧増産法」という。）第十七條ノ二の規定による使用権又は旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第五十四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧措置法」という。）第十七條の規定による使用権（以下「旧使用権」という。）は、試掘鉱区に設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租鉱権となつたものとみなす。

(鉱区の面積等)

第二條 前條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされた旧鉱業法による鉱業権（石炭を目的とするものを除く。）の鉱区の面積については、新法第十四條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項の例による。但し、その鉱区については、減少、増加及び減少又は分割後の鉱区の面積が新法第十四條第二項の面積を下ることとなるような減少、増加及び減少又は分割をすることができない。

2 前條第二項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧砂鉱法による砂鉱権の鉱

区の境界（当該砂鉦権の変更後の鉦区の境界を除く。）又は面積については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

（鉦業権の存続期間）

第三條 第一條第一項又は第三項の規定により新法による試掘権となつたものとみなされた旧鉦業法による試掘権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し、新法第十八條第二項から第四項まで及び第十九條の規定の適用を妨げない。

2 前項但書の場合において、新法第十八條第二項の規定の適用については、同項中「二回」とあるのは「一回」と、「三回」とあるのは「二回」と読み替えるものとする。

3 第一項の試掘権であつて、新法の施行の日から四箇月以内に存続期間の満了するものにつき、新法の施行後最初になされる存続期間の延長の申請についての新法第十八條第四項の規定の適用については、同項中「存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内」とあるのは「新法の施行の日から一箇月以内」と読み替えるものとする。

4 第一條第四項の規定により新法による租鉦権となつたものとみなされた旧使用権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し、新法第七十六條第二項から第四項までの規定の適用を妨げない。

（追加鉦物の掘採）

第四條 新法の施行の際現に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石若しくは新法第三條

第一項に規定する耐火粘土（以下「追加鉦物」という。）を掘採する者又はその承継人は、新法の施行の日から六箇月間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。新法の施行の日から六箇月以内に当該掘採者又はその承継人が当該掘採区域について当該追加鉦物を目的とする鉦業権の設定の出願をした場合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、新法第四十三條の規定によつて許可がその効力を失うまで、又は鉦業権の設定の登録があるまで、当該出願の区域について、また同様とする。

（優先権）

第五條 新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉦物を掘採している者又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉦物を目的とする鉦業権の設定の出願をしたときは、当該掘採区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉦業法による出願及び試掘権者がその試掘鉦区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

第六條 新法の施行の日の一年以前から引き続き追加鉦物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有している者（土地の所有者を除く。）又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉦物を目的とする鉦業権の設定の出願をしたときは、当該権利を行使できる土地の区域につい

ては、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。但し、当該土地の区域について前條の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六條、第二十九條又は第三十條の規定については、この限りでない。

第七條 新法の施行の日から六箇月以内に追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願（前二條の規定による出願を除く。）があつたときは、通商産業局長は、その出願地に係る土地の所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者が前項の通知の到達の日から三十日以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有する土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前二條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第八條 第五條又は第六條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試

掘鉱区と重複して当該追加鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

2 前三條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区の全部を含む区域について当該追加鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、新法第十四條第二項の規定は、適用しない。

第九條 第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは前條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区と重複し、且つ、同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘鉱区の出願者がその重複する部分と重複して試掘権の目的となつて存する鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

（重複する鉱区の鉱業権等）

第十條 鉱業権者は、その鉱区が第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鉱物を掘採し、及び取得することができない。

2 前項に規定する場合の外、鉱業権者は、新法の施行の日から六箇月間は、新法第五條の規定にか

かわらず、その鋳業権の目的となつてゐる鋳物と同種の鋳床中に存する追加鋳物を掘採し、及び取得することができない。

第十一條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定により追加鋳物を目的とする鋳業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者は、その鋳区が当該追加鋳物と同種の鋳床中に存する鋳物を目的とする他人の鋳区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鋳物以外の鋳物を掘採し、及び取得することができない。
(協議及び決定)

第十二條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鋳物を目的とする鋳業権の鋳区と当該追加鋳物と同種の鋳床中に存する鋳物を目的とする鋳業権の鋳区が重複する場合には、鋳業権者は、その重複する部分において鋳物を掘採しようとするときは、他の鋳業権者と協議しなければならない。

2 前項の協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、鋳業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。
(補償金)

第十三條 新法の施行の際、追加鋳物を掘採する者又は追加鋳物の取得を目的とする土地の使用に關する権利を有する者から契約又は慣習により代償を受けている土地の所有者は、第五條、第六條又

は第八條第一項の規定により鋳業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者に対して、当該追加鋳物の掘採について相当の補償金を請求することができる。

2 前項の場合においては、土地の所有者は、鋳業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3 前二項の場合においては、鋳業権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

4 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。
(砂金)

第十四條 新法の施行の際旧砂鋳法第六條第一項の規定により砂金を採取する権利を有する採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、新法の施行の日から三箇月間は、その採掘鋳区(旧砂鋳法第六條第一項但書の砂鋳区と重複する部分を除く。以下この條及び次條において同じ)内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。次項の規定による届出をした場合において、同項の確認を受けるまで、又は確認しない旨の通知を受けるまで、また同様とする。

2 前項の採掘権者が新法の施行の日から三箇月以内に、省令で定める手続に従い、その採掘鋳区内に砂金が存する旨を通商産業局長に届け出て、その確認を受けたときは、その採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、その採掘鋳区内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。

第十五條 砂鉍を目的とする鉍業権の鉍業権者は、その鉍区が前條の規定により砂金を掘採し、及び取得することができる採掘権者の採掘鉍区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、砂金を掘採し、及び取得することができない。

(鉍業の出願)

第十六條 新法の施行前に旧鉍業法第二十一條の規定によつてした鉍業の出願は、新法第二十一條の規定による鉍業権の設定の出願とみなす。この場合においては、採掘出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、予想される鉍害の範囲及び態様について記述する書面を提出しなければならぬ。

2 前項の鉍業の出願に関しては、出願の区域の面積については、新法第十四條第二項の規定にかかわらず、なお旧鉍業法第九條第二項の例による。

(砂鉍の出願)

第十七條 新法の施行前に旧砂鉍法第八條の規定によつてした砂鉍の出願は、新法第二十一條の規定による採掘権の設定の出願とみなす。この場合においては、砂鉍出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、新法第二十二條の規定による鉍床説明書を提出しなければならぬ。

2 前項の砂鉍の出願については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。
(許可の通知)

第十八條 新法の施行前に旧鉍業法又は旧砂鉍法に基く命令の規定によつてした鉍業又は砂鉍の出願

を許可すべきものと決定した旨の通知は、新法第四十三條の鉍業権の設定の出願の許可の通知とみなす。

(鉍種名の更正)

第十九條 新法の施行前に旧鉍業法に基く命令の規定によつてした鉍種名の更正の出願は、新法第六十七條の規定による届出とみなす。

(訂正の出願)

第二十條 新法の施行前に旧鉍業法第二十五條第一項(同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした訂正の出願の命令に基く出願については、なお従前の例による。

第二十一條 新法の施行前に旧鉍業法第二十六條(同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした訂正の出願については、なお従前の例による。

(増減の出願)

第二十二條 新法の施行前に旧鉍業法第二十七條(同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした出願地又は鉍区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による鉍業出願地又は鉍区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十六條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

第二十三條 新法の施行前に旧砂鉍法第二十三條において準用する旧鉍業法第二十七條又は旧砂鉍法第十一條の規定によつてした砂鉍出願地又は砂鉍区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五

條の規定による採掘出願地又は採掘鉱区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十七條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

(掘進増区の出願等)

第二十四條 新法の施行前に旧鉱業法第三十六條第一項又は第二項の規定によつてした増区の出願又は鉱区の訂正の出願については、なお従前の例による。

(改正の出願の命令等)

第二十五條 新法の施行前に旧鉱業法第三十八條第一項(旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定によつてした鉱区又は砂鉱区の改正の出願の命令及びこれに基く出願については、なお従前の例による。

(錯誤の許可)

第二十六條 新法の施行前に錯誤により鉱業の出願又は砂鉱の出願を許可したときは、通商産業局長は、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

(鉱業権等の取消)

第二十七條 新法第五十三條から第五十五條まで及び第八十三條第一項の規定は、旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法中にこれに相当する規定がある場合に限り、新法の施行前に生じた事由についても、適用する。

(施業案)

第二十八條 新法の施行前に旧鉱業法第四十四條第一項(旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けた施業案は、新法第六十三條第一項の規定により届出をし、又は同條第二項の規定により認可を受けたものとみなす。

第二十九條 新法の施行前に旧鉱業法第四十五條第一項(旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定によつてした施業案の変更の命令は、新法第百條第二項の規定による施業案の変更の命令とみなす。

(事業の着手)

第三十條 旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者が新法の施行の際まだ事業に着手していないとき、又は旧増産法第十七條ノ二の規定による使用権者若しくは旧措置法第十七條の規定による使用権者(以下「旧使用権者」という。)が新法の施行の際まだ事業に着手しておらず、若しくはその事業を休止しているときは、新法第六十二條第一項又は第八十六條の規定の適用については、これらの規定の期間は、新法の施行の日から起算するものとする。

2 旧鉱業法による鉱業権者又は旧砂鉱法による砂鉱権者が新法の施行の際その事業を休止している場合において、新法の施行の日から二箇月以内に、期間を定め、事由を具して通商産業局長に申請し、その認可を受けたときは、新法第六十二條第三項の認可を受けたものとみなす。
(障害物の除却)

第三十一條 新法の施行前に旧鉱業法第五十三條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた障害物の除却については、なお従前の例による。

（土地の使用）

第三十二條 新法の施行の際現に旧鉱業法第五十六條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の土地を使用している者は、旧鉱業法第六十五條（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により使用しているものとみなす。

2 新法の施行前三年以内に旧鉱業法第五十六條第二項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした許可は、新法の施行の日新法第六十六條第一項の規定によつてしたものとみなす。

（砂鉱区内の土地の使用）

第三十三條 新法の施行の際現に旧砂鉱法第十二條の規定による補償金を払い渡して他人の土地を使

用している者は、同法第十六條に規定する場合を除き、新法第一百四條の規定により使用しているものとみなす。

（砂鉱区の鉱区の重複）

第三十四條 新法の施行前に旧砂鉱法第五條第一項の規定による協議がとつているときは、新法第六十六條第一項の規定による承諾があり、又は同條第二項の規定による協議がとつていゝものとみなす。

（鉱害）

第三十五條 新法第六章の規定は、新法の施行前の作業によつて新法の施行後に生じた損害にも、適用する。

2 新法の施行前に旧鉱業法第七十四條ノ二、第七十四條ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九（以上の各規定を旧砂法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて生じた旧鉱業法による鉱業者、旧砂鉱法による砂鉱権者又は旧使用権者の賠償の責任については、なお従前の例による。

3 新法の施行の際既に消滅している旧鉱業法による鉱業権又は旧砂鉱法による砂鉱権の鉱業者又は砂鉱権者であつた者の賠償の責任については、なお従前の例による。

4 新法第九條第三項から第五項まで及び第一百條第二項の規定は、第二項の規定により賠償の責任を有する旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者の旧砂鉱法による鉱業権若し

くは旧砂鉱法による砂鉱権であつて、第一條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされたものが譲り渡され、若しくはこれに租鉱権が設定された場合又は第二項の規定により賠償の責任を有する旧使用権者の旧使用権であつて、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされたものが消滅した場合にも、適用する。

(損害賠償の予定)

第三十六條 新法第百十四條の規定は、新法の施行前にした損害賠償の額の予定又は予定された賠償額の支払にも、適用する。

(供託物)

第三十七條 新法の施行の際現に旧鉱業法第七十四條ノ四第一項(旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により供託されている物は、新法第百十七條第一項の規定により供託されたものとみなす。

(訴願)

第三十八條 新法の施行前に旧鉱業法第八十九條又は第九十一條(以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定により提起した訴願については、なお従前の例による。

(旧使用権と抵当権との関係)

第三十九條 第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、その登録前に当該鉱業権について登録し、又は当該鉱業権の属する鉱業財団について登記した抵当権

者に対しても、その効力を有する。

2 新法第九十八條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(経過規定の効力)

第四十條 鉱業法中改正法律(昭和九年法律第三十七号)附則第四項及び第五項、鉱業法中改正法律(昭和十四年法律第二十三号)附則第三項並びに鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第百二号)附則第六條及び第七條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有する鉱業法中改正法律(昭和九年法律第三十七号)附則第五項又は鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第百二号)附則第七條第二項の規定の適用については、旧砂鉱法第十三條及び第十五條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

3 鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第百二号)附則第十三條又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)附則第十三項の規定により旧鉱業法第四十四條第一項の規定による認可を受けたものとみなされた施業案は、新法第六十三條第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

4 旧増産法附則第三項及び旧措置法附則第三項の規定の適用については、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、消滅するものとみなす。

第四十一條 旧鉱業法附則第二十條の規定による届出に係る坑井から噴出する含油層と密接な関係のある可燃性天然ガスについては、新法の規定は、適用しない。
(旧鉱業法等の規定による処分等の効力)

第四十二條 第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十二條第二項及び第三十四條に規定する場合の外、新法の施行前に旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(通商産業省設置法の改正)

第四十三條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十二號中「鉱業又は砂鉱業の」を「鉱業権の設定等に関する」に改め、「又は砂鉱権者」を削る。

第二十四條第十号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第二十五條第四項中「若しくは砂鉱業」を削る。

第二十七條を次のように改める。

(附属機関)

第二十七條 通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2 地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)の定めるところによる。

第三十七條第一号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第四十一條第一項の表中「鉱業法改正審議會」の部を削る。

(鉱山保安法の改正)

第四十四條 鉱山保安法の一部を次のように改正する。

目次中「(第一條—第三條)」を「(第一條—第三條の二)」に、「(第四條—第三十一條)」を「(第四條—第三十一條の二)」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項を次のように改め、同條第三項及び第四項を一項ずつ繰り上げ、同條第五項中「第三項但書」を「第二項但書」に改め、同項を第四項とする。

この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

第一章中第三條の次に次の一條を加える。

(処分等の効力)

第三條の二 この法律(この法律に基く省令を含む。以下本條において同じ。)の規定によつてした処分及び鉱業権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権

者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二十二條第一項を次のように改める。

鉱山保安監督部長は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三條（同法第八十七條において準用する場合を含む。）の規定による施業案中保安に関する事項の実施を監督する。

第三十一條中「第二條第三項及び第五項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。

第二章中第三十一條の次に次の一條を加える。

（緊急土地使用）

- 第三十一條之二** 鉱業権者は、保安に関する急迫の危険を防ぐため必要があるときは、鉱山保安監督部長の許可を受けて、直ちに他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用することができる。
- 2 前項の場合には、鉱業権者は、すみやかにその旨をその土地の占有者に通知しなければならぬ。
- 3 第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又はこれを使用しようとする者は、鉱山保安監督部長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。
- 4 第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用した者は、時価により、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條の見出し中「保安監督部」を「鉱山保安監督部」に改める。

第三十六條第一項中「（以下「保安監督部長」という。）」を削り、同條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第三十八條の見出し及び同條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十五條の見出し中「保安協議会」を「鉱山保安協議会」に改め、同條中「地方鉱山保安協議会」を「地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）」に改める。

第四十六條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に、「地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）」を「地方協議会」に改め、同條第三項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十七條中「三十人」を「四十二人」に改める。

第四十八條中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第五十七條中第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四 第三十一條之二第三項の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

（石油資源開発法の改正）

第四十五條 石油資源開発法（昭和十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石油ヲ目的トスル」を「石油（可燃性天然ガスヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ目的トスル」に改める。

(鉱業抵当法の改正)

第四十六條 鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「鉱山監督署長」を「通商産業局長」に改め、同條第五項及び第六項を次のように改める。

競落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキハ採掘権ノ取消ハ其ノ効力ヲ生ゼザリシモノト看做ス
前四項ノ規定ハ鉱業法第五十二條乃至第五十四條ノ規定ニ依ル採掘権ノ取消ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第五條中「採掘権者が廃業シタル」を「採掘権ノ放棄ニ因ル消滅ノ登録アリタル」に改める。

(貴金屬管理法の改正)

第四十七條 貴金屬管理法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「（砂鋳を含む。）」を削る。

(帝國鋳業開發株式会社法の改正)

第四十八條 帝國鋳業開發株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「（砂鋳業ヲ含む以下之ニ同ジ）」を削る。

(商法の改正)

第四十九條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「若ハ砂鋳業」を削る。

(国有財産法の改正)

第五十條 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「、砂鋳権」を削る。

(相続税法の改正)

第五十一條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第二号中「又は砂鋳権」及び「又は砂鋳区」を削る。

(登録税法の改正)

第五十二條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「鋳業権」を「鋳業権（砂鋳ヲ目的トスルモノヲ除ク）」に改め、同條第二号中「増区又ハ増減区」を「鋳区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「鋳区ノ減少」に改め、同條第三号ノ二から第三号ノ五までを削り、同條第四号及び第五号を次のように改め、同條第六号ノ二及び第六号ノ四中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鋳権」に改め、同條第六号ノ三中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鋳権」に、「増区又ハ増減区」を「租鋳区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「租鋳区ノ減少」に改め、同條第六号ノ五を削り、同條第七号中「第三十五條第二項」を「第五十一條」に改め、同條第十二号中「、使用権」を削り、同條第十三号中「「放棄」」を「放棄」に改め、同條第十三号ノ二中「使用権」を「租鋳権」に改める。

四 採掘権ノ設定

每一件

金一万二千円

五 採掘権ノ変更

鉱区ノ増加又ハ増加及減少	每一件	金六千円
鉱区ノ減少	每一件	金千二百円
鉱区ノ合併	每一件	金三千円
鉱区ノ分割	設定鉱区	
	每一箇	金三千円

第十五條中「砂鉱業」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に、「砂鉱業原簿」を「鉱業原簿」に改め、同條第一号及び第二号を次のように改め、同條第三号中「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第三号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「採取区域」を「租鉱区」に改め、同條第三号ノ三中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「増区」を「租鉱区ノ増加」に、「採取区域」を「租鉱区」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ四及び第九号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に改め、同條第三号ノ五を削り、同條第四号中「砂鉱区ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鉱法」を「鉱業法第五十一條」に改め、同條第八号中「砂鉱権、使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第九号中「廃業」を「放棄」に、「砂鉱権」を「砂鉱を目的トスル鉱業権」に改める。

一 砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ設定

鉱区河床ハ每二里迄
其ノ他ハ每十万坪迄
金九百円

二 砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ変更

鉱区ノ増加

鉱区河床ハ每二里迄
其ノ他ハ每十万坪迄
金九百円

鉱区ノ減少

每一件 金六十円

但シ鉱区ノ増加ト同時ニ為ス鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

鉱区ノ合併 每一件 金百八十円

鉱区ノ分割 設定鉱区 每一箇 金百八十円

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

(富裕税法の改正)

第五十三 富裕税法（昭和二十五年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。

(地方税法の改正)

鉱業法施行法

第五十四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第六号中「及び砂鉦の採取の」を削る。

第三十條第七号中「鉦業権（土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）、砂鉦権」を「鉦業権（租鉦権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）」に改める。

第七十八條中「又は砂鉦区」を削り、「又は延長」を「河床に存する砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区にあつては、その河床の延長」に改め、「又は砂鉦区」及び「又は砂鉦権者」を削る。

第八十條第一号中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号中「砂鉦区」を「砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区」に改め、同号を第二号とする。

一 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区

試掘鉦区

面積千坪ごとに

年額

三十円

採掘鉦区

面積千坪ごとに

年額

六十円

第八十三條第三号中「又は砂鉦区」を削る。

第九十五條中「又は砂鉦権」、「又は旧砂鉦権者」及び「又は新砂鉦権者」を削る。

第九十九條第一号中「若しくは砂鉦の採取」を削り、同項第三号中「金鉦石、砂金鉦」を「金鉦、砂金」に改める。

第九十九條中「又は砂鉦の採取」、「又は砂鉦」及び「又は砂鉦業者」を削る。

第七百四十三條第八号中「及び砂鉦の採取の」を削る。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた鉦区税の連帶納付義務については、地方税法第九十五條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国立公園法の改正）

第五十五條 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八條第二号第三号中「、砂鉦の採取」を削る。

（労働基準法の改正）

第五十六條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「砂鉦業、」を削る。

第五十五條の二中「第二條第三号及び第五号」を「第二條第二号及び第四号」に改める。

（労働者災害補償保険法の改正）

第五十七條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号第一号中「砂鉦業、」を削る。

（火薬取締法の改正）

第五十八條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一号第四号中「（明治三十八年法律第四十五号）」を「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」に改める。

（外国人の財産取得に関する政令の改正）

第五十九條 外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「、砂鉱権若しくはこれら」を「若しくはこれ」に改める。
（罰則の適用）

第六十條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、新法附則第二項並びに第四十四條、第四十七條、第五十五條、第五十八條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この法律は、新法の施行の日から施行する。

採石法

（昭和二十五年十二月二十日
法律第二百九十一号）

目次

- 第一章 総則（第一條―第三條）
- 第二章 採石権（第四條―第三十一條）
- 第三章 採石業（第三十二條―第三十四條）
- 第四章 土地の使用（第三十五條―第三十七條）
- 第五章 異議の申立及び裁定の申請（第三十八條・第三十九條）

- 第六章 補則（第四十條―第四十二條）
- 第七章 罰則（第四十三條―第四十五條）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一條 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せみ緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

（行為の効力）

第三條 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、採石権者、岩石の採取の事業（以下「採石業」という。）を行う者（以下「採石業者」という。）又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 採石権

（内容及び性質）

採石法

第四條 採石権者は、設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石を採取する権利を有する。

2 採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となつてゐる土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならぬ。

3 採石権は、物権とし、地上権に関する規定を準用する。
(存続期間)

第五條 採石権の存続期間は、設定行為をもつて定めるところを要する。

2 前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて採石権を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

第六條 前條の期間は、更新することができる。但し、更新の時から二十年をこえることができない。
(採石料の増減)

第七條 採石料が岩石の価格の変動又は土地に対する租税その他の公課の増減によつて著しく不相当となつたときは、当事者は、将来に向つてその増減を請求することができる。

(土地の返還)

第八條 採石権者は、採石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百八條第二項(有益費の償還)の規定は、前項の場合に準用する。

(協議)

第九條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、採石権の設定又は譲受について、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、土地の所有者及び土地に關して第三者に対抗することができる権利を有する者(以下「権利者」という。)又は採石権者に対し協議することができる。

2 採石権の消滅後一年以内は、採石権者であつた者は、その採石権が設定されていた土地について前項の許可を申請することができない。

(許可の基準)

第十條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、前條第一項の許可をしてはならない。

一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

二 他にその土地において採石業を行つてゐる者があるとき。

2 通商産業局長は、前條第一項の許可をする場合においてその土地が保安林であるときは、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

(許可の通知)

第十一條 通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者に通知しなければならない。

(決定の申請)

第十二條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(申請書の副本の交付等)

第十三條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び権利者又は採石権者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に関して権利を有する者で権利者以外の者に通知しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分の制限の登記を囑託しなければならない。

(処分の制限)

第十四條 土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十九條第一項の裁定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは

次條第一項の決定に基く採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することができない。

2 採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基く採石権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石権を変更し、又は消滅させることができない。

3 第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があった後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

(買取)

第十五條 土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合においては、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。土地の一部を買い取ることによつて残地を従来用いていた目的に供することができなくなる場合において、その残地についても、同様とする。

2 権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合において

は、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。
3 通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならぬ。

(決定の基準)

第十六條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

- 一 第十條第一項各号に掲げる場合。
- 二 その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。
- 三 その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき。
- 四 その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害するとき。
- 2 通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならぬ。
- 3 通商産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならぬ。

5。

- 4 通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。
 - 一 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石業を休止しているとき。
 - 二 採石権者が現に採石業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業に着手する見込がないとき。

(聴聞)

第十七條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。
- 3 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地調整委員会の承認)

第十八條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

(決定事項)

第十九條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

- 一 採石権を設定すべき土地の区域
 - 二 採石権の設定の時期
 - 三 採石権の存続期間
 - 四 採石料並びにその支払の時期及び方法
 - 五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範囲
 - 六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支払の時期及び方法
 - 七 土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支払うべき補償金並びにその支払の時期及び方法
- 2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。
- 一 買い取るべき土地の区域

二 土地の買取の時期

三 対価及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支払うべき補償金並びにその支払の時期及び方法

四 前項第五号及び第六号に掲げる事項

3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一 譲り渡すべき採石権の目的となつてゐる土地の所在地及びその範囲

二 採石権の譲渡の時期

三 対価並びにその支払の時期及び方法

(決定の方式)

第二十條 第十二條又は第十五條第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第二十一條 第十二條又は第十五條第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石

権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受について、それぞれ協議がととのつたものとみなす。

(許可の失効)

第二十二條 第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失う。

(補償金)

第二十三條 第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相当するものでなければならぬ。

- 一 採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失(採石料として支払われる分を除く。)
- 二 権利者の権利が変更され、又は消滅させられることによつて権利者が通常受けるべき損失
- 三 採石権が設定され、又は土地が買い取られることによつて権利者その他土地に関して権利を有する者が通常受けるべき損失
- 四 採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて残地又は

変更後の権利の価格が減少し、その他残地又は変更後の権利に関して生ずべき損失

五 採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて必要となる通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用

(担保の提供)

第二十四條 第十二條の決定に基き採石権の設定を受けた者が定期に、又は分割して採石料を支払うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4 第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

(供託)

第二十五條 第十二條又は第十五條第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支払うべき者は、補償金を供託しなければならぬ。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。

(決定等の失効)

第二十六條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支払の時期までに採石料(採石料を定期に、又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分)、補償金又は対価の支払をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十五條第一項の決定又は第三十九條第一項の裁定は、その効力を失う。

2 前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(処分の制限の登記のまゝ消)

第二十七條 通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前條第一項の規定により第十二條若しくは第十五條第一項の決定若しくは第三十九條第一項の裁定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分の制限の登記のまゝ消を嘱託しなければならぬ。

(存続期間の更新の決定)

第二十八條 採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に関して協議することができず、又は協議がととのわなるときは、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内に、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定をしてはならない。

- 一 採石権者が採石料を支払うべき場合において、その支払を怠つてゐるとき。
- 二 採石権者が引き続き二年以上採石業を休止したとき。
- 三 第十六條第一項各号に掲げる場合。

2 通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定においては、更新後の存続期間を定めなければならない。

(準用)

第三十條 第十三條第一項、第十五條第一項及び第三項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

(決定に基づく登記)

第三十一條 第十二條の決定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転、第十二條若しくは第十五條第一項の決定による土地に関する所有権以外の権利の移

転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2 第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に関する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に関する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買い取つた者からも、申請することができる。

3 前二項の規定による申請書には、補償金又は対価（採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支払うべき採石料）の受取証又は供託受領証を添附しなければならない。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百三條第二項及び第百三條ノ二（土地の收用の場合の登記）の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5 不動産登記法第五十六條第一項及び第百四十六條第一項（利害関係人の承諾書等）の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章 採石業

(届出)

第三十二條 採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2 採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出な

ければならない。

(公益の保護)

第三十三條 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廃石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(鉱業権者との協議)

第三十四條 採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者（租鉱区に ついては、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に対し協議することができ、

2 採石業者又は鉱業権者は、前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわな

- ときは、通商産業局長の決定を申請することができる。
- 3 通商産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
- 4 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。
- 5 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 通商産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。
- 7 第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第四章 土地の使用

(使用の目的)

第三十五條 採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土

地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設
- 二 廃石の捨場の設置

(許可及び公告)

第三十六條 採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

- 2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
- 3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。
- 4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。
 - 一 土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

- 二 使用の目的
- 三 使用しようとする土地の所在地及び区域

(土地收用法の適用)

第三十七條 第三十五條の規定による土地の使用に關しては、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

2 第三十五條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章 異議の申立及び裁定の申請

(異議の申立)

第三十八條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章(異議の申立)の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(裁定の申請)

第三十九條 第十二條の決定(採石権の讓受に係るものを除く)、第十五條第一項(第三十條におい

て準用する場合を含む。)の決定、第二十八條の決定、第三十六條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十七條一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章 補則

(手数料)

第四十條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき 三千元
二 第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千元
三 第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千元
四 第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者	一件につき 千円
五 第三十六條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき 三千元

(公示)

第四十一條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第四十二條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第四十三條 第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「又ハ賃借権」を「、賃借権又ハ採石権」に改める。

3 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一條に左の一号を加える。

九 採石権

第二百二十七條ノ二を第二百二十七條ノ三とし、第二百二十七條ノ二として次の一條を加える。

第二百二十七條ノ二 採石権ノ設定又ハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ採石権設定ノ範圍及ビ其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ採石権ノ内容、採石料及ビ其支払ノ時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

土地調整委員会設置法

(昭和二十五年十二月二十日
法律第二百九十二号)

目次

第一章	組織及び権限 (第一條—第二十一條)
第二章	鉦区禁止地域の指定及びその解除 (第二十二條—第二十四條)
第三章	裁定 (第二十五條—第四十八條)
第四章	訴訟 (第四十九條—第五十八條)
第五章	罰則 (第五十九條—第六十四條)
附則	

第一章 組織及び権限

(目的)

第一條 この法律は、土地調整委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二十号) 第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、土地調整委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。
(所掌事務)

第三條 委員会は、鉦業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉦区禁止地域の指定に関すること。
- 二 鉦業権又は採石権の設定等に関する異議の裁定に関すること。
- 三 鉦業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議の裁定に関すること。

(権限)

第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律 (これに基く命令を含む。) に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。
- 七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 八 委員会の公印を制定すること。
- 九 鉦区禁止地域を指定し、又はその指定を解除すること。

- 十 鉱業権の設定又は鉱区の増減に関する異議を裁定すること。
- 十一 鉱業権の取消に関する異議を裁定すること。
- 十二 採石権の設定に関する異議を裁定すること。
- 十三 鉱業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議を裁定すること。
- 十四 採石権の設定に関する決定を承認すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、法律（これに基き命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限（職権の行使）

第五條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第六條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

（委員長及び委員の任命）

第七條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する

る学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第八條 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。
（身分保障）

第九條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
 - 二 禁こ以上の刑に処せられたとき。
 - 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
- （罷免）

第十條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するときは、その委員長又は委員

を罷免しなければならない。

(委員長)

第十一條 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第十二條 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第九條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員的一致がなければならない。

(給与)

第十三條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第十四條 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に

政治活動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

第十五條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、土地調整委員会規則を制定することができる。

(聴聞会)

第十六條 委員会は、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(報告、調査等)

第十七條 委員会は、関係行政機関に対し、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第十八條 委員会は、他の行政機関、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を嘱託することができる。但し、その調査は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の規定に反する方法で行われてはならない。

(国会に対する報告)

第十九條 委員会は、毎年内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、且つ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)

第二十條 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4 委員会の事務局に置かれる職員中には、鉱業、採石業、農業、林業その他の産業又はこれらの産業に関する法令についての知識経験を有する者及び弁護士資格を有する者を加えなければならない。

5。

第二十一條 委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除

(指定の請求)

第二十二條 各大臣(内閣法(昭和二十二年法律第五号)第三條第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。)又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(指定)

第二十三條 委員会は、前條第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、通商産業大臣の意見を聞き、聴聞会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。

2 前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることができる。

3 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。

4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ、公示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

(指定の解除)

第二十四條 各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

2 第二十二條第二項及び前條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 裁定

(申請の期間)

第二十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百八十七條又は採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十九條の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分
の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の
日から三十日以内に行なければならぬ。

2 正当な事由により前項の期間内に裁定を申請することができなかつたことを疎明したときは、同
項の期間の経過後でも裁定を申請することができる。

(申請の却下)

第二十六条 委員会は、裁定の申請が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席
した委員がこれに署名押印しなければならぬ。

3 決定書には、少数意見を附記することができる。

4 委員会は、申請人に決定書の正本を送達しなければならない。

(申請と処分の執行)

第二十七条 裁定の申請は、処分の執行を停止しない。但し、委員会は、処分の執行により生ずるこ
とのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は
職権で、その執行を停止することができる。

2 前項但書の規定による決定をしたときは、委員会は、申請人、当該処分をした行政機関(以下「処
分庁」という。)及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申請書の副本の送達)

第二十八条 委員会は、裁定の申請を受理したときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事
に送達しなければならない。

(答弁書等の提出)

第二十九条 前條の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府県知
事は意見書を委員会の指定する期日までに委員会に提出しなければならない。

(審理手続の開始)

第三十条 審理手続は、第二十八条の規定により、処分庁に申請書の副本を送達することにより開始
する。

(審理の期日及び場所)

第三十一条 委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。
2 委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示し
なければならない。

(審理の公開)

第三十二条 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しな

ることができる。

(調査のための処分)

第三十三條 委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
 - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
 - 三 文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
 - 四 事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。
- 2 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
- 4 第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四條 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百五十八條、第二百五十九條(証拠の申出)及び第二百八十五條から第二百八十九條まで(宣誓)の規定は、委員会(第三十三條第二項の規定により処分を行う委員又は職員を含む。以下この條中同じ。)が事件関係人を審問する手續

に、同法第二百五十八條、第二百五十九條(証拠の申出)、第二百七十一條から第二百七十四條まで(証人となる義務)、第二百八十條から第二百八十二條まで(証言の拒絶)、第二百八十五條から第二百九十一條まで(宣誓)、第三百二條(鑑定人となる義務)、第三百七條(鑑定人の宣誓書)、第三百十三條及び第三百十四條(文書の提出)の規定は、委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手續について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と、「裁判長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(意見の陳述)

第三十五條 関係行政機関又は利害関係人は、事件について、委員会に対し意見を述べることができる。

(参加)

第三十六條 委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について関係のある第三者を当事者として審理手續に参加させることができる。

2 委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七條 関係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、当事者として審理手續に参加することができる。

(代理人)

第三十八條 事件関係人は、弁護士を代理人とすることができる。

(調書)

第三十九條 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

2 何人も、土地調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十條 裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第四十一條 委員会の合議は、公開しない。

(裁定)

第四十二條 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

2 裁定書には、少数意見を附記することができる。

3 委員会は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4 裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三條 裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

(裁定の拘束力)

第四十四條 委員会の裁定は、処分庁及び裁定に係る行政庁を拘束する。

第四十五條 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、左に掲げる法律及びこれに基く命令の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、委員会による土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

森林法（明治四十年法律第四十三号）

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）

(調書の謄写等)

第四十六條 利害関係人は、委員会に対し、調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(鑑定人の鑑定料)

第四十七條 第三十三條第一項第二号又は第二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

(手続)

第四十八條 この章に規定するものの外、裁定に関する手続は、土地調整委員会規則で定める。

第四章 訴訟

土地調整委員会設置法

(訴の提起)

第四十九條 委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に不服のある者は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に、訴を提起することができる。

2 前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二條第四項の規定による公示の日から起算する。

3 正当な事由により第一項の期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、訴を提起することができる。

第五十條 裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。(記録の送付)

第五十一條 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならぬ。

(事実認定の拘束力)

第五十二條 委員会の裁定に対する訴訟については、委員会の認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。
(新しい証拠)

第五十三條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に係る新しい証拠の申出をすることができる。

一 委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。

二 委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定による新しい証拠を取り調べる必要があるときは、自ら取調をし、又は委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前三項の規定は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第九條の適用を妨げるものではない。

(裁定の取消)

第五十四條 裁判所は、委員会の裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

一 裁定の基礎となつた事實を立証する実質的な証拠がないとき。

二 裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

(裁定の変更)

第五十五條 裁判所が裁定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の場合には、裁判所は、自ら変更の裁判をし、又は変更すべき点を指示して事件を委員会に差しもどすことができる。

(却下の決定の取消)

第五十六條 裁判所は、裁定の申請の却下の決定を取り消したときは、事件を委員会に差しもどさなければならぬ。

(専属管轄)

第五十七條 委員会の裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(法務総裁の指揮等の例外)

第五十八條 委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に係るある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六條第一項及び第二項の規定は適用しない。

第五章 罰則

第五十九條 第三十三條第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一條 第三十四條の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十二條 第三十四條の規定により宣誓した事件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五千元以下の過料に処する。

第六十三條 参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四條の規定による宣誓を拒絶したときは、五千元以下の罰金に処する。

第六十四條 左の各号の一に該号する者は、五千元以下の罰金に処する。

- 一 正当な事由がないのに、第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者
- 二 第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分を違反して虚偽の報告を

- した者
- 三 正当な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者
- 四 正当な事由がないのに、第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

附則

- 1 この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。
- 2 第七條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても、行うことができる。
- 3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、それぞれ二年、三年、四年又は五年とする。
- 4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十七條中「電波管理委員会」を「電波監理委員会」に改める。
第十八條中「電波監理委員会」を「電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三百三十三号）」に改める。

電波監理委員会電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三百三十三号）
土地調整委員会土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）

に改める。

- 5 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一の総理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会土地調整委員会」に改める。
- 6 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。
十三の三 土地調整委員会の委員長及び委員
別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長土地調整委員会委員長」に、「電波監理委員会委員」を「電波監理委員会委員土地調整委員会委員」に改める。

競馬法の一部を改正する法律（昭和二十五年十二月二十一日法律第二百九十四号）

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
第二條中「横浜」の下に「中京」を加え、「十二箇所」を「十二箇所」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

競馬法の一部を改正する法律

薬事法の一部を改正する法律 (昭和二十五年十二月二十二日 法律第一一九十五号)

薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三十二條に次の二項を加える。

- 3 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、薬事審議会の建議に基き、用具又は化粧品に関して、品質の最低基準を定めることができる。
 - 4 前項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品は、その基準に適合するものでなければ、これを販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
- 第三十三條中「厚生大臣の指定した医薬品」を「厚生大臣の指定した医薬品及び前條第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」に改める。
第四十九條中「医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販売業者又は医薬品の販売業者」を「医薬品、用具又は化粧品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者」に改め、「無償で」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十五年十二月二十七日 法律第三百号)

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條中「二万円」を「三万円」に改める。
別表を次のように改める。

区 分	報 酬 月 額
最高裁判所長官	六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	四八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	四五、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	四三、〇〇〇円
一 号	三七、〇〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

判事補							判事				
二 号	一 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	五 号	四 号	三 号	二 号
二五、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円

簡易裁判所判事					
八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十五年十二月二十七日法律第三百一十一号)

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九條中「二万四千元」を「三万七千元」に、「一万五千三十七円」を「二万千元」に改める。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
 別表を次のように改める。
 別表

区					分	俸給月額
検事総長	次長検事	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	検事		
四八、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	一	一	三四、〇〇〇円
				二	二	三一、〇〇〇円
				三	三	二八、〇〇〇円
				四	四	二五、〇〇〇円
				五	五	二一、〇〇〇円

副検事					検事						
五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

六号	一〇、〇〇〇円
七号	九、〇〇〇円
八号	八、〇〇〇円

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

未復員者給与法の一部を改正する法律

(昭和二十五年十二月二十七日)
法律第三百二十七号

未復員者給与法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「三百円」を「千円」に改める。

第八條第一項中「千七百円」を「二千二百円」に、「千五百円」を「三千円」に改める。

第八條の三第一項中「千五百円」を「三千円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行し、第八條第一項の改正規定は、この法律施行前に未復員者が死亡した場合であつても、その遺骨の引取がこの法律施行後に行われるものに関して、適用する。

毒物及び劇物取締法

(昭和二十五年十二月二十八日)
法律第三百三十三号

(目的)

第一條 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品以外のものをいう。

(禁止規定)

第三條 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列する

ときは、この限りでない。

(登録)

第四條 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事が行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、二年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

(登録基準)

第五條 厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、左の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前條の登録をしてはならない。

一 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

二 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

三 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所にかぎをかける設備があること。但し、貯蔵の場所在が性質上かぎをかけることのできないものであるときを除く。

四 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

五 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

(登録事項)

第六條 第四條の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 製造し、輸入し、又は販売しようとする毒物又は劇物の名称

三 製造所、営業所又は店舗の所在地

(事業管理人)

第七條 第四條の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者（以下「毒物劇物営業業者」という。）は、毒物又は劇物の取扱に関する実務を管理させるため、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の事業管理人を置かなければならない。但し、自

ら事業管理人として管理する製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

2 毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているときは、事業管理人は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

3 毒物劇物営業者は、事業管理人を置いたときは、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その事業管理人の氏名を届け出なければならぬ。事業管理人を変更したときも、同様とする。

(事業管理人の資格)

第八條 左の各号に掲げる者でなければ、前條の事業管理人となることができない。

- 一 薬剤師
 - 二 厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
 - 三 厚生省令で定める課目につき、都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
- 2 左に掲げる者は、前條の事業管理人となることができない。
- 一 年齢十八年に満たない者
 - 二 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者
 - 三 おし、つんぼ又は盲の者
 - 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、懲役に処せられた者

(登録の変更)

第九條 第四條第二項及び第三項の規定は、毒物劇物営業者が第六條第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けようとする場合に準用する。

(届出)

第十條 毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- 二 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
- 三 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

(毒物又は劇物の取扱)

第十一條 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、運搬し、又は陳列する場合には、堅固な容器又は被包を用い、かぎをかけ、さくを施す等、毒物又は劇物が盗難にあり、紛失し、漏れ、流れ、又はしみ出ることを防ぐのに必要な方法を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者は、毒物又は厚生省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物又は劇物の表示)

第十二條 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

一 毒物又は劇物の名称

二 毒物又は劇物の成分及びその含量

三 厚生省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称

四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生省令で定める事項

3 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(農業用毒物又は劇物の着色)

第十三條 毒物劇物営業者は、左に掲げる毒物又は劇物については、厚生省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

一 液剤用水銀製剤

二 塗まつ、用水銀製剤

三 砒^び酸鉛及びその製剤

四 砒^び酸石灰及びその製剤

五 非^び化砒^び酸石灰及びその製剤

六 その他政令で定める毒物又は劇物

(毒物又は劇物の譲渡手続)

第十四條 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、左に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

一 毒物又は劇物の名称及び数量

二 販売又は授与の年月日

三 譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、印をおした書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

3 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から五年間、前二項の書面を保存しなければならない。(毒物又は劇物の交付の制限)

第十五條 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を左に掲げる者に交付してはならない。

一 年齢十八年に満たない者

二 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

(四エチル鉛その他の取扱等)

第十六條 四エチル鉛、モノフルオール醋酸ナトリウムその他これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて、政令で指定するものについては、政令で、その製造、貯蔵、運搬、他の物との混入及び使用の方法に關して技術上の基準を定めることができる。

2 前項の規定により政令で技術上の基準が定められたときは、同項の毒物は、その基準によらなければ、製造し、貯蔵し、運搬し、他の物と混入し、又は使用してはならない。

3 第一項の政令で指定された毒物は、同項の規定により政令で技術上の基準が定められるまでの間、製造し、輸入し、他の物と混入し、販売し、又は授与してはならない。

(立入検査等)

第十七條 厚生大臣又は都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、これらの者の製造所、営業所、店舗その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物若しくはその疑のある物を収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(毒物劇物監視員)

第十八條 前條第一項に規定する当該職員の職務を行わせるために、国及び都道府県に毒物劇物監視

員を置く。

(登録の取消)

第十九條 厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五條各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同條各号の基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、厚生大臣又は都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。

3 厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者がこの法律の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第二十條 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第三項の処分をしようとする場合においては、あらかじめ、その毒物劇物営業業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日、及び場所を、期日の一週間前までに、その毒物劇物営業業者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を

公示しなければならない。

3 聴聞の場合においては、その毒物劇物営業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

(登録の取消又は廃業の場合の措置)

第二十一條 毒物劇物営業者は、登録を取り消され、又はその営業を廃止したときは、その所有する毒物若しくは劇物又はその営業の設備を他の毒物劇物営業者に譲り渡し、又は保健衛生上危害を生ずるおそれのない方法により処置しなければならない。この場合には、第三條第三項の規定を適用しなす。

(毒物劇物営業者以外の者に対する準用)

第二十二條 第十一條第一項、第十二條第一項及び第三項、第十七條並びに前條の規定は、毒物劇物営業者以外の者であつて、厚生省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱う者に準用する。

(手数料)

第二十三條 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 千円
- 二 毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者 五百円
- 三 第一号の登録の更新を申請する者 三百円
- 四 第二号の登録の更新を申請する者 二百円

五 毒物劇物取扱者試験を受けようとする者 五百円

六 第一号の登録の変更を申請する者 二百円

七 第二号の登録の変更を申請する者 百円

2 前項第一号、第三号及び第六号の手数料のうち、その半額は、国庫の収入とし、その残額並びに同項第二号、第四号、第五号及び第七号の手数料は、都道府県の収入とする。

(罰則)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三條の規定に違反した者
 - 二 第十二條(第二十二條で準用する場合を含む。)の表示をせず、又は虚偽の表示をした者
 - 三 第十三條又は第十五條の規定に違反した者
 - 四 第十四條第一項又は第二項の規定に違反した者
 - 五 第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者
 - 六 第十九條第三項の規定による業務の停止命令に違反した者
- 第二十五條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
- 一 第十條第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第十四條第三項の規定に違反した者

- 三 第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣又は都道府県知事の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による立入、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第二十一條（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 第二十六條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 毒物劇物営業取締法の廃止（（毒物劇物営業取締法の廃止））
- 3 この法律の施行の際、現に旧法の規定により都道府県知事に届け出て、又はその許可を受けて毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一年を限り、それぞれこの法律による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録があるものとみなす。

物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一年を限り、それぞれこの法律による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録があるものとみなす。

- 4 毒物劇物営業取締法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十八号）第四條の事業管理人試験に合格した者は、第八條の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。
- 5 この法律の施行の際、現に旧法の規定により表示のされている毒物又は劇物については、この法律の施行の日から一年を限り、この法律の規定による表示がされているものとみなす。
- 6 この法律の施行の際、現に旧法第十條第二項の規定により保存されている文書の保存については、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者についてした処分その他の行為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。
- 8 この法律の施行前になされた違反行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、旧法は、なおその効力を有する。
- 9 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第五條第五十号を次のように改める。
- 五十 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行い、その登録を取り消し、及び営業の停止を

命ずること。

第二十九條第一項の表薬事審議會の項目的の欄中「再審査を行うこと。」を「再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に定める事項について厚生大臣に建議すること。」に改める。

10 薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「及び新医薬品その他薬事に関し」を「並びにこの法律に規定する薬事に関し、又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に定める事項に関して、」に改める。

別表第一

- 一 黄磷、硫化磷及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二 クラールレ及びこれを含有する製剤
- 三 シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 四 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 五 セレン化合物及びこれを含有する製剤
- 六 四エチル鉛
- 七 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ニコチンとして一〇%以下

を含有するものを除く。

八 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

九 弗化水素酸

十 モノフルオール醋酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十一 前各号に掲げる物の外、毒性のある物であつて政令で定めるもの

別表第二

- 一 亜硝酸塩類
- 二 アニリン及びその化合物
- 三 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 四 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。但し、金硫黄を除く。
- 五 アンモニア水。但し、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
- 六 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
- 七 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。但し、爆発薬を除く。
- 八 過酸化水素を含有する製剤。但し、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。
- 九 過酸化ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
- 十 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

- 十一 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 十二 カドミウム化合物
- 十三 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
- 十四 カリウム
- 十五 甘汞及びこれを含有する製剤
- 十六 金化合物。但し、雷金を除く。
- 十七 銀の無機酸塩類。但し、塩化銀及び雷酸銀を除く。
- 十八 クロム酸塩類、重クロム酸塩類、無水クロム酸及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十九 クロルエチル
- 二十 クロル醋酸類
- 二十一 クロルビクリン及びこれを含有する製剤
- 二十二 クロロホルム
- 二十三 砒非化水素酸塩類
- 二十四 砒酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、砒酸として10%以下を含有するものを除く。
- 二十五 四塩化炭素及びこれを含有する製剤

- 二十六 しきみの実
- 二十七 錫塩類
- 二十八 スルホナール、メチルスルホナール及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二十九 石炭酸及びこれを含有する製剤。但し、石炭酸5%以下を含有するものを除く。
- 三十 硝酸及びその含有物。但し、硝酸10%以下を含有するものを除く。
- 三十一 銅塩類。但し、雷銅を除く。
- 三十二 トルイジン、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 三十三 ナトリウム
- 三十四 鉛化合物。但し、鉛丹、硫酸鉛、鉛白及び四エチル鉛を除く。
- 三十五 ニコチンとして10%以下を含有する製剤
- 三十六 ニトロベンゾール
- 三十七 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 三十八 発煙硫酸
- 三十九 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 四十 パラフェニレンジアミン、パラトルイレンジアミン、その各化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 四十一 ピクリン酸及びその塩類。但し、爆発薬を除く。

- 四十二 ヒドロキシルアミン、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤
- 四十三 ブロム
- 四十四 ブロムエチル
- 四十五 ブロム水素酸
- 四十六 ベタナフトール及びこれを含有する製剤。但し、ベタナフトール一%以下を含有するものを除く。
- 四十七 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。
- 四十八 メタノール
- 四十九 ヨード及びこれを含有する製剤
- 五十 ヨード水素酸
- 五十一 ロテノン及びロテノン含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらはいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
- 五十二 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 五十三 前各号に掲げる物の外、劇性のある物であつて政令で定めるもの。

協同組合による金融事業に関する法律の

一部を改正する法律 (昭和二十六年一月六日 法律第一号)

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

- 3 大蔵大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合においては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないときを除いて、免許しなればならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

松江国際文化観光都市建設法

(昭和二十六年三月一日 法律第七号)

(目的)

第一條 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラファカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆等を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律
松江国際文化観光都市建設法

及び文化観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 松江国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 松江国際文化観光都市を建設する事業(以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。)は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三條 松江国際文化観光都市建設事業は、松江市の市長が執行する。

2 松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならぬ。

(特別の助成)

第五條 国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合において、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第六條 松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

芦屋国際文化住宅都市建設法

(昭和二十六年 月 日)
法律第 第 号

(目的)

第一條 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三條 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市の市長が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならぬ。

(特別の助成)

第五條 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第六條 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

松山国際観光温泉文化都市建設法

(昭和二十六年 月 日)
法律第 号

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄与するため、松山市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 松山国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「松山国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 松山国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「松山国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、松山国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三條 松山国際観光温泉文化都市建設事業は、松山市の市長が執行する。

2 松山市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松山国際観光温泉文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(事業の援助)

第四條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松山国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第五條 国は、松山国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第六條 松山国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松山国際観光温泉文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七條 松山国際観光温泉文化都市建設計画及び松山国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の松山特別都市計画事業は、これを松山国際観光温泉文化都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松山市の住民の投票に付するものとする。



